税の申告はお早めに！　受付期間 2月16日（土）～3月15日（金）

「確定申告の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください」

問合先　税務課市民税担当

申告は、郵送または電子申告で

国税庁HP

申告会場は、毎年、大変混雑します。郵送または電子申告(e-Tax)をご利用ください。

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」で作成することができます。画面の案内に従って金額などを入力することにより、税額などが自動計算され、申告書などを作成・印刷し、郵送で提出できます(郵送料は自己負担)。

問合(郵送)先　**市・県民税の申告に関すること**／〒350-2292(住所不要)鶴ヶ島市税務課市民税担当

確定申告(所得税の申告)に関すること／〒350-8666(川越市並木452-2)川越税務署

申告会場と日時など

場　所	受付期間	受付時間	その他
川越税務署	2月18日(月)～3月15日(金) ※平日のみ受付。ただし、2月24日(日)、3月3日(日)は受付を行います。	9時～16時 (受付8時30分～) ※混雑時は早めに締め切ることがあります。	確定申告全般の受付。なお、還付申告については随時受付 問い合わせは、☎235・9411にダイヤル後、自動音声案内に従い「0」を選択してください。 ※駐車場が狭いため、車での来場はご遠慮ください。

場　所	受付期間	受付時間	その他
鶴ヶ島市役所 (1階ロビー受付会場)	2月16日(土)～3月15日(金) ※日曜日の受付は行いません。	【平　日】 9時～11時、 13時30分～16時 【土曜日】 9時～11時	市・県民税申告、所得税および復興特別所得税の確定申告 ※消費税、相続税、贈与税の申告、青色申告、分離所得の申告、国外に扶養者のいる方の申告、住宅特定改修などに伴う住宅借入金特別控除、初年度の住宅借入金等特別控除、過年度(平成30年分以外)の確定申告などは受けられません。詳細はお問い合わせください。

場　所	受付日	受付時間	その他
東市民センター	2月7日(木)・8日(金)	9時30分～11時30分、 13時30分～16時	対象となる申告は、鶴ヶ島市役所と同様です。 ※駐車場が狭いため、つるバス・つるワゴンなどをご利用ください。 ※空調の効果が不十分な場合がありますので、防寒対策をしてお越しください。
西市民センター	2月12日(火)		
大橋市民センター	2月13日(水)・14日(木)		

申告に必要なもの(確定申告、市・県民税申告の共通事項)

(1)所得の計算に必要な書類

給与・年金所得者／源泉徴収票(原本)、給与明細書または事業主の支払証明書など　**その他の所得者**／報酬の支払調書、帳簿書類など(収入金額と必要経費の分かる書類など)

(2)本人名義の預貯金口座番号の分かるもの(預貯金通帳・キャッシュカードなど)

(3)源泉徴収票に記載されている住所・氏名と現在の住所・氏名が異なる場合は、住民票の写し

(4)各種の所得控除を受ける場合は、それらの支払証明書や領収書など(生命保険料・地震保険料の控除証明書、社会保険料(※)・医療費控除の明細書)

※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、市役所から郵送した「社会保険料控除明細書(確定申告用)」で対応できます。

(5)本人確認書類の写し(個人番号カード(表面)、運転免許証、保険証など)

(6)番号確認書類の写し(個人番号カード(裏面)、通知カードなど)

※その他の書類は、申告する内容によって異なります。

市・県民税の申告が必要な方

平成31年1月1日現在、市内在住で、平成30年1月1日から12月31日までの1年間で次のいずれかに該当する方

(1)営業、農業、不動産などの所得があった方

(2)給与所得者で次に該当する方

・勤務先から市に給与支払報告書の提出がなかった方

・給与所得、公的年金に係る雑所得以外に所得がある方

・平成30年中に退職した方

(3)所得控除の申告が必要な方

(4)国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している所得のない方または非課税所得(遺族年金など)のみの方

(5)一人世帯で、所得のない方または非課税所得のみの方

(6)配偶者の合計所得が1000万円超で、控除対象配偶者とならない方

(7)公的年金などの収入が400万円以下で所得税の申告が不要な方のうち、市・県民税申告が必要な方の(1)～(6)に該当する方

※申告がない場合には、金融機関からの借り入れや就学援助制度などに使用する証明書の発行はできません。

事前の準備をお願いします

お待ちいただく時間の短縮を図るため、申告会場では、必要な書類が整っている方から受け付けます。医療費控除やセルフメディケーション税制に係る「明細書」が未作成の場合や事業所得・不動産所得の「収支内訳書」が未作成の場合は、税額の計算ができないため、受け付けできませんのでご注意ください。

配偶者控除と配偶者特別控除の改正について

配偶者控除および配偶者特別控除の控除額などが改正されました（平成30年分以後の所得税に適用されます）。

①配偶者控除の控除額改正のほか、給与所得者の合計所得金額が1000万円を超える場合には、配偶者控除が適用されなくなりました。

②配偶者特別控除の控除額改正のほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下となりました。

確定申告などで使用する諸証明の発行

確定申告および市・県民税申告の控除で、障害者控除対象者認定書、おむつ代の医療費控除確認書が必要な方は、高齢者福祉課で申請してください。また、介護保険サービスを利用している場合、一部のサービス（条件付のものあり）では、医療費控除の対象となりますので、川越税務署へお問い合わせください。

障害者控除対象者認定書

介護保険の要介護1から5の認定を受けている65歳以上の方で、要件に該当する場合に認定書を発行します。

おむつ代の医療費控除確認書

おむつ代の医療費控除を受ける場合は、医師の証明書が必要です。ただし、2年目以降の場合には、医師の証明書の代わりに、要介護などの認定を受け、要件に該当する方には、確認書を発行します。

問合先　高齢者福祉課介護保険担当

＼もう一度／ ご確認ください！ 忘れていませんか？

・給与所得や公的年金所得における「源泉徴収票」

※給与明細や年金振込通知書では、源泉徴収税額を税額計算に算入できません。

・その他の雑所得（個人年金保険）における収入額および必要経費相当額を明らかにする書類

※収入額を明らかにする書類のみでは、所得額の計算ができません。

・配当所得（投資信託の分配金）における外貨建資産割合と非株式割合を明らかにする書類（例：「特定口座年間取引報告書」の別紙など）

※お持ちでない場合は、配当控除の計算ができません。

・生命保険料控除、地震保険料控除および損害保険料控除における確定申告用の「控除証明書」など

※領収書では、控除額の計算ができません。

医療費控除とセルフメディケーション税制

【領収書の提出は不要】領収書の提出の代わりに「明細書」の提出が必要となります。

医療費控除

必要なもの　平成30年中に支払った医療費控除の明細書

セルフメディケーション税制

対象　本人が健康の保持増進および疾病の予防として、一定の取組（**注1**）を行い、本人や生計を一にする親族のために、平成30年中に支払った特定一般用医薬品等購入費（**注2**）から、補てん金を引いた額が、1万2000円を超える方。なお、取組に要した費用は、対象にはなりません。

必要なもの　平成30年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の明細書（**注3**）、「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類（**注4**）

（注1）予防接種、勤務先で実施する定期健康診断、保険者（健康保険組合、市区町村国保など）が実施する健康診査、特定健康診査（いわゆるメタボ検診）など。

（注2）医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費。対象商品には、領収書にその旨が表示されています。

（注3）医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると明細書の記入を省略できます。

（注4）予防接種などの領収書または予防接種済証、健康診断などの領収書または結果通知表（結果部分を黒塗りした写しでも可）、勤務先または保険者が発行する一定の取組を行ったことを証する書類など。

※セルフメディケーション税制は、医療費控除との選択適用であり、申告期限後の変更はできません。詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

上場株式等の配当所得などに係る住民税の課税方式の選択について

特定上場株式などの配当所得や上場株式などの譲渡（源泉徴収がある特定口座）に係る所得については、所得税と異なる課税方式を選択することができます。住民税申告書の備考欄にその旨を記入し、納税通知書発送日までに提出してください（例：配当所得について、所得税は総合課税、個人住民税は源泉分離課税を選択）。

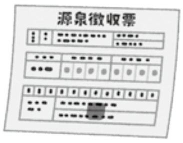

平成30年度鶴ヶ島市表彰式

問合先　秘書広報課秘書担当

1月5日、平成30年度鶴ヶ島市表彰式において、市政発展に貢献された方々へ、表彰状の贈呈を行いました。

自治功労
水田 英夫さん
鍋島 忠さん

環境保全・リサイクル推進功労
木村 あさのさん

社会福祉功労
萩原 幸子さん
青柳 裕子さん
新井 盛賀さん
磯 信太郎さん
牛山 キイ子さん
内田 一義さん
大嶋 陽男さん
島田 慶嗣さん
下野坊 靖士さん
鈴木 雅博さん
鈴木 義久さん
千賀 洋子さん
鶴巻 進一さん
中澤 るり子さん
西村 昌江さん
藤掛 昇司さん
寶劔 綾子さん

交通安全・防犯・防災功労
外池 安代さん
佐藤 丈弘さん
森田 厚美さん

保健衛生功労
大川 律子さん
齋藤 淑子さん

教育・文化・スポーツ功労
小野田 眞久さん
丹羽 美好さん
吉田 昭弘さん
鶴ヶ島市ラジオ体操連絡会

つるの里奨励賞
清水 陽音さん
大竹 隼豪さん
角田 まどかさん
山北 眞緒さん
橋本 唯秀さん
荒木 夢佳さん
山北 奈緒さん
本田 優介さん
近藤 拓人さん
安立 茉央さん
栗原 遥大さん
大室 杏夢さん
井上 碧斗さん
瀬尾 舞菜さん
神立 美百合さん
古谷 秀斗さん
佐藤 柊椰さん
関田 彩那さん
河毛 友里さん
長谷川 亮輔さん
樋口 隼人さん
大竹 峻太さん
朝倉 羽太さん
大竹 真生さん
船橋 星来さん
金島 碧さん
栗原 悠宇さん
船橋 恋さん
大縄 泉美さん
大森 琢朗さん
山﨑 晃裕さん
井上 理恵さん
井上 博人さん
矢澤 祥江さん
後口 洋史さん
鶴ヶ島 Angels 男子
鶴ヶ島 Angels 女子
鶴ヶ島レッドファイターズ
富士見中学校吹奏楽部

平成31年度 一時預かり保育の受付を開始します

鶴ヶ島保育所

申込・問合先　鶴ヶ島保育所（☎286・0551）、受付時間13時～16時

普段、保育所を利用していないお子さんを、保護者の定期的な就労や急病・急用などにより、家庭で保育できないときに、一時的に保育施設でお預かりします。ご利用の際には、事前の登録と申込みが必要ですので、平成31年度に利用予定の方は、必要書類を提出していただきます。事前にご相談ください。

利用できる保護者

【非定型的保育】

保護者の就労、職業訓練、就学などにより継続的に家庭で保育できない方

（週3日以内（月15日以内）で継続的に預けたい方、曜日固定）

【緊急保育】

保護者の疾病（通院）、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭などで緊急・一時的に家庭で保育できない方で利用日が決まっている方

受付　利用日の前月1日から開始（4月分は、3月1日（金）開始）

※ただし、非定型的保育の4月分は、2月13日（水）開始

利用定員　非定型的保育と緊急保育を合わせて　10人

対　象	実施日時	保育料
1歳～就学前 （1歳の誕生日の翌日から。ただし離乳食が完了していること）	月～金曜日　8時30分～17時	**1日利用** 1・2歳児2000円、3～5歳児1800円（食事代含む） **時間利用** 1時間500円（食事代200円）

民間保育施設

民間保育施設でも一時預かりサービスを行っています。利用条件や手続きなどは施設ごとに違いますので、詳しくは直接、施設までお問い合わせください。

実施施設	対　象	実施日時	保育料
笹久保さくら保育園 ☎272・3211 第二はちの巣保育園 ☎286・1110	1歳～就学前（利用年度の4月1日時点で1歳児以上）	月～金曜日 8時30分～16時30分	**1日利用** 1・2歳児2000円、3～5歳児1800円（食事代・おやつ代含む） **時間利用** 1時間500円（食事代200円、おやつ代100円）
かこのこ保育園 ☎279・0505	1歳～就学前 （1歳の誕生日の翌日から。ただし離乳食が完了していること）	月～金曜日 8時30分～17時	**1日利用** 0歳児2500円、1・2歳児2000円、 3～5歳児1800円（昼食代・おやつ代含む） **時間利用** 1時間500円（食事代200円、おやつ代100円）
わかば 保育ステーション ☎271・6001	6か月～就学前	月～土曜日 8時30分～16時30分 **時間外** 月～金曜日 8時～8時30分 16時30分～17時30分	**1日利用** 0歳児2500円、1・2歳児2000円、 3～5歳児1800円（昼食代・おやつ代含む） **時間利用** 1時間500円（食事代200円、おやつ代100円） ※時間外は別途料金
ちびっこランド わかば園 ☎287・6622	6か月～就学前	月～土曜日 7時30分～19時	**時間利用** 0歳児1時間950円、1歳児1時間900円、 2・3歳児1時間840円、4～6歳児1時間630円 （食事代別）
第2ベビーかろーれ ☎227・4830	3か月（首がすわってから）～2歳	月～土曜日 8時30分～17時30分	**時間利用** 0歳児1時間700円・5時間3000円、 1・2歳児1時間650円・5時間2700円

交通事故をなくすために

問合先　安心安全推進課交通安全・防犯担当

県内の平成30年の交通事故死者数は175人で、昨年と比較して2人減少し、全国ワースト3位となっています。交通事故をなくすためには、事故を起こさない努力だけでなく、事故に遭わないために「自分の命は、自分で守る」心掛けも大切です。

車を運転するとき

思いやり運転していますか

自動車と歩行者の交通事故は、その半数以上が道路横断中に発生しています。信号機のない横断歩道では、手前での自動車の減速や一時停止不足が原因で事故が多発しています。自動車が横断歩道に近づくときは、手前で停止できる速度で進行することが法律で定められています。また、横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる場合は、必ず一時停止をしなければなりません。

歩行者が安全に横断できるよう交通ルールやマナーを守り、思いやり運転を心掛けましょう。

漫然運転は危険です

自動車による死亡事故原因で最も多いのはドライバーの漫然運転(ぼんやり運転)です。常に歩行者や自転車に注意し、スピードの出し過ぎに注意しましょう。また、疲れているときなどは運転を控えるようにしましょう。

夜間はハイビームの活用が有効です。ロービームの2倍以上の距離を照らすことが可能で、歩行者や自転車などを早期に確認でき、余裕を持って危険を回避できます。こまめに切り替え、あらゆる危険を予測しながら運転しましょう。

自転車に乗るとき

自転車は車両です

自転車は手軽な乗り物ですが、歩行者と衝突すると、最悪の場合は相手の命を奪ってしまいます。近年、自転車が加害者となる事故が多発しています。自転車は車両であるということを認識し、交通ルールを守らなくてはいけません。

ヘルメットをかぶりましょう

自転車事故のうち、死亡や負傷原因で最も多いのは、頭部への衝撃です。自動車と衝突した場合、事故の瞬間だけでなく、反動で倒れる際に地面などに頭を打つ、「2回目」の衝撃で亡くなる方がとても多いのです。また、ぬれた路面で滑ったり、道路の段差に車輪がとられたりと、転倒の危険は、至る所に存在します。常に自分の身を守れるよう、ヘルメットの着用に努めましょう。

自転車保険の加入は義務です

埼玉県では自転車保険の加入が義務化されました。事故を起こした場合、被害者に対して高額な賠償責任が生じることもあります。自転車保険は、自動車保険や火災保険、傷害保険など、すでに契約している保険に付帯できるものも多くあります。自分や家族の自転車の利用状況に合わせて、適切な保険を検討し加入するようにしましょう。

道路を歩くとき

無理な横断、していませんか?

歩行者側に交通ルール違反がある事故も数多く発生しています。走行している自動車の直前や直後の横断、斜め横断、自動車の陰からの急な飛び出しは、重大事故を引き起こす要因となります。安全確認の上、必ず横断歩道を渡りましょう。

ドライバーへのアピールを

ドライバーが歩行者を常に認識できているとは限りません。相手は自分に気付いていないかもしれないということを忘れないようにしましょう。明るい色の服装や反射材の使用はドライバーに発見されやすく有効です。目を合わせる、手を上げるなどのアピールをして、意思疎通を心掛けましょう。

交通安全はみんなの願い

交通事故は、被害者と加害者の双方の生活を変えてしまう悲惨なものです。一瞬の油断が重大事故を引き起こす引き金となります。事故によって失われた命や生活は二度と戻らないということを、私たちは忘れてはいけません。

一人ひとりの心掛けで事故を防ぐことができます。交通事故のない安全なまちは、私たちが自分でつくるものです。思いやりの心を忘れずに、どんな交通手段であっても、常に交通安全を心掛けましょう。

教育委員会委員の任命

問合先　人事課人事担当

教育委員会委員の萩原秀雄（はぎわらひでお）さんが任期満了となり、12月10日付けで再任されました。

防災行政無線デジタル化試験放送のおしらせ

問合先　安心安全推進課防災担当

下表のとおり、デジタル化試験放送を予定しています。天候により、実施期間が前後することもあります。

実施期間中のお願い

期間中は、周辺への安全管理には十分配慮をします。ご迷惑をお掛けしますが、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

防災ラジオによる放送受信終了について

現在お持ちの防災ラジオは平成33年3月末日のデジタル化整備工事の完了に伴い、防災放送の受信ができなくなります。

工事完了後もＦＭ／ＡＭ放送の受信や懐中電灯としては使用できます。

名称	住所	実施期間	備考
市役所(親局:無線通信システム)	三ツ木16-1	2月9日～2月11日	※1
市役所(Jアラート:緊急地震速報など)		2月12日	
町屋自治会集会所	町屋138-2	2月12日、2月18日	※2
上新田日枝神社	上新田104		
新町小学校	新町4-25-1		
旧一本松土地区画整理事務所	中新田343	2月13日、2月18日	
はなみずき公園	下新田621-312		
原山公園	脚折町4-8-24		
鶴ヶ丘西公園	鶴ヶ丘116-1		

※1 親局の工事のため市内全域で防災無線が使用できなくなります
※2 デジタル切替えに伴う試験放送を複数回行います

平成31年度 就学援助の申請受付

問合先　学校教育課学務担当

小中学校へ通う子どものいる家庭で、経済的な理由で就学困難な方を対象に、学用品費、学校給食費、修学旅行費などを援助します。

対象　次のいずれかの条件に当てはまる方

①収入が少なく経済的にお困りの方で認定基準の範囲内の方
②生活保護が停止または廃止となった方
③市民税が減免または非課税となった方
④国民健康保険料または国民健康保険税が減免または猶予された方
⑤児童扶養手当を受けている方

申請に必要なもの

①申請書（学校教育課で配布）
②世帯で収入がある方全員のマイナンバー（社会保障・税番号）通知カードと窓口に来られる方の身分を証明できる書類（運転免許証など）
※平成31年1月1日現在、市内に居住していない方は、平成30年中収入を証明できる書類が必要になります。
③印鑑
④振込先金融機関の口座番号などが分かるもの

申請期限

4月からの援助を希望される方は、3月29日㈮までに申請してください。
※4月以降も申請を受け付けますが、援助の対象は、申請書提出の翌月からになります。

申請先

学校教育課学務担当

その他

この制度は毎年度申請が必要ですので、引き続き希望する方も必ず申請してください。

※新元号の発表までの間、「平成」表記とします

「つるゴン健康川柳コンクール」受賞作品

問合先　保険年金課国民健康保険担当

国民健康保険の医療費適正化などの啓発活動の一環として実施した「つるゴン健康川柳コンクール」に、25作品の応募がありました。

選考の結果、各賞6作品が決定しました。

市長賞
「ウォーキング　行き交う人に　ご挨拶」　ヒミツっこ

市議会議長賞
「ストレッチ　心と体　のびのびと」　ふうりん

教育委員会教育長賞
「夏になり　水分ほきゅう　こころがけ」　遠山貴一（とおやまきいち）

坂戸鶴ヶ島医師会長賞
「健康は　歩いてこない　日々努力」　近藤晃司（こんどうこうじ）

国民健康保険運営協議会長賞
「健康は　食と運動　管理から」　山下正夫（やましたまさお）

健康づくり推進協議会長賞
「手洗いと　うがいで守る　自分の身」　重松悠花（しげまつはるか）

※敬称略

全国一斉情報伝達訓練を行います

問合先　安心安全推進課防災担当

市では、全国瞬時警報システム（Jアラート）を設置しています。

これは、国から送られてくる緊急地震速報や武力攻撃などの緊急情報を、人工衛星などを通じて受信し、市の防災行政無線で瞬時に伝えるシステムです。

今回、国の主導によりJアラート・全国一斉情報伝達訓練を行います。

放送日時　2月20日㈬11時頃

放送内容　「（チャイム音）これは、Jアラートのテストです（繰り返し3回）。こちらは、防災つるがしまです（チャイム音）」

※災害時などは訓練を中止する場合があります。

※放送が流れると、防災ラジオからも放送が流れます。

国民年金保険料の納付は便利な口座振替で

問合先　保険年金課国民年金担当

国民年金保険料は、口座振替を利用することにより、毎月納付書で納付するよりお得に納付することができます。

口座振替には、「2年前納」「1年前納」「6か月前納」当月分保険料を当月末に引き落とす「早割」があり、保険料をまとめて引き落とします。その他にも、当月分保険料を翌月末に引き落とす「毎月納付」があります。

毎月納付以外の方法は、保険料が割引になります。

なお、「2年前納、1年前納、6か月前納（4月～9月分）」の手続きは、2月末日が期限となっていますので、早めに手続きをしてください。この機会にぜひ口座振替納付されることをお勧めします。

申請先　口座振替を希望する金融機関または川越年金事務所

持ち物　年金手帳または納付書、通帳、金融機関の届出印

振替方法		保険料額（平成30年度）	割引額
毎月納付		1万6340円	−
前納（前払い）	早割	1万6290円	50円
	6か月前納	9万6930円	1110円
	1年前納	19万1970円	4110円
	2年前納	37万7350円	1万5650円

高額医療・高額介護合算療養費制度のご案内

問合先　保険年金課国民健康保険担当・高齢者医療担当、高齢者福祉課介護保険担当

毎年8月からの1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担額（食費や居住費、差額ベッド代などは除く）を合計し、基準額を超えた場合は、その超えた金額を支給します。

基準額は世帯員の年齢構成や所得区分により異なります。

支給申請は、基準日（毎年7月31日）現在に加入している医療保険の窓口となります。

基準日に市の国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入し、該当となる方には、案内を送付します。

鶴ヶ島市議会議員一般選挙立候補予定者説明会

問合先　選挙管理委員会

立候補予定者および候補者を推薦しようとする方は、出席してください。

なお、出席者は会場の都合により、1候補者3人以内でお願いします。

日時　2月24日(日)14時～

場所　市役所5階504会議室

施設使用料の減額・免除団体登録申請受付中

問合先　地域活動推進課地域活動推進担当

減額または免除（以下「減免」）の要件を満たす団体が公共施設を使用する場合、申請に基づき、その使用料が減免されます。

減免の対象となる要件は、市内公共施設や市ホームページで確認することができます。

なお、平成30年度に減免の登録をしている団体も申請が必要です。

申請期限　2月8日(金)

申請受付の時間は各施設で異なります。詳しくは提出を予定している施設へお問い合わせください。

※期限後は、毎月末を申請の締切日とし、翌月末頃に通知します。

申請方法　各施設にある申請書に必要事項を記入し、定期的に活動している施設（登録している施設）に必要書類を添えて提出してください。

※申請書のほかにご用意いただく書類は、減免要件により異なります。詳しくは、各施設へお問い合わせください。

減免登録の有効期間　4月1日～平成32年3月31日

※登録の決定が4月1日以降の場合には、決定日から有効となります。

詳細はこちら

消防協力者表彰式を実施しました

問合先　坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部庶務課☎281・3119

12月20日、坂戸・鶴ヶ島消防組合では、11月15日に市内で発生した交通事故において適切な救助活動を行い、尊い命を救うことに貢献された「トーザイアテオ株式会社」、「コスモ石油販売株式会社セルフ&カーケアステーション脚折」の両社を消防協力者として表彰しました。

両社は、普段仕事として自動車関係を扱っており、その専門的な知識と卓越した技術を活かし、社員の皆さんが協力し合い、迅速な救助活動をしていただきました。

有料広告を募集しています

問合先　学校給食センター☎285・6596

学校給食センターでは、学校給食予定献立表に掲載する広告を募集しています。献立表は、市内の小中学校に通学する児童生徒の世帯に配布され、保護者の年齢層が絞られるために大きな宣伝効果が期待できます。

掲載基準　「鶴ヶ島市有料広告掲載等取扱要綱」および「学校給食予定献立表有料広告掲載基準」に基づきます。

掲載単位　1か月単位で受付

発行部数　月5200部程度（平成30年度印刷実績。児童生徒数により発行部数は変動します）

募集枠　3枠

掲載スペース　縦5cm×横9.2cm（月により変わります）

掲載料金　5000円／月

決定方法　内容審査後、決定通知を送付します。

申込期限　2月28日(木)